

乾汽船株式会社 2010年度環境報告書

国際海上貨物運送業を営む当社は、船舶の運航にともない生ずる、あるいは生ずる恐れのある海洋および大気に及ぼす環境影響について、いかにして環境負荷の低減を実効あるものとするか、また全世界における環境保全に関するニーズに対応するか、文化的・社会的な多様性の中で社会的責任を果たすための努力に日頃から邁進しているところです。

国際海事機関 (IMO) における 第 60、61 回海洋環境保護委員会 (MEPC60、61) の審議に見られるように、船舶から排出される温室効果ガス削減対策、大気汚染物質 (NO_x, SO_x, PM) に対する規制、バラスト水による有害水生生物の移動防止、また、シップリサイクル条約締結へ向けての取り組みなど多方面にわたる規制の強化が年々実行に移されています。

このような船舶を取り巻く諸々の強化された規制の中で、当社におきましては、2010年度 (2010年4月～2011年3月)においても、環境マネジメントシステムにより、適確に規制を順守し、環境保全活動を積極的に実施し汚染の防止に努めました。

船舶における一般作業の内、特に環境に影響を及ぼす日常保守整備作業について抽出した環境側面を管理し、環境負荷発生を減少化を進めました。また、陸上組織の内、船舶管理部門においては、年々強化される諸規制に対して適確に対応できるよう関係機関からの情報収集に努めました。これと並行してフィリピンにおけるインハウス船員研修施設における実践的な研修を行い、優秀な乗船員を継続的に育成し安全運航を実践できる基盤作りを進めました。総務部門においては、社員の環境教育を兼ねて、外部研修施設における内部監査員養成コースの受講を推進し、環境内部監査がより効果的に実施できる体制とし、このことは当年度に実施した環境内部監査が有効に機能したことにより実証できました。

今後の改善にむけての課題について :

社内および管理船においては、当社環境方針についての理解は深く浸透してきていると考えられる。しかしながら、環境方針にも掲げている環境に関する国際条約や諸外国における法規制は一段と厳格なものとなり、また頻繁に新たな規制、法改正がなされ、その環境保全基準を適確に順守するための資源の投入は益々増大することが予想される。

現時点において検討されている国際条約、あるいは新たに施行された法規制については次のようなものがある。継続的にこれらの関連情報を収集し、遅滞なく諸対応を進める。

- ① バラスト水管理条約---バラスト水処理装置の設置が強制要件となる--- 装置の選定検討
- ② MARPOL条約 Annex VI の改正: NO_x 排出規制 -主機関の改造 SO_x 排出規制- 対象海域、規制の強化継続検討。
- ③ 米国 (環境保護庁: EPA) における規制の強化----- 管理船へ周知済み。継続監視。
- ④ 米国カリフォルニアが Low Sulfur Marine Distillate Fuels の使用が要求される CA 水域・24 マイルの基点をカリフォルニア州の沿岸ではなく、Channel Islands に変更予定。----- 継続監視。

当社の全社員は、環境方針ならびに目的目標の達成に向けて、一人ひとりが実行できることは今日から実行し、あるいは全社員が一丸となって実行すべき事は十分な協議を行い、環境保護活動が有効にまた当社の文化として根付くように、継続して改善することに最大限の努力を払います。